

工業会証明書発行に際しての注意事項(歯科商工)

一般社団法人日本歯科商工協会

歯科において「中小企業等経営強化法」経営力向上計画、及び「生産性向上特別措置法」先端設備導入計画に基づき申請をされる「中小事業者等」に該当する「医療保健業」から、本税制の「器具備品」に区分される「医療機器」の工業会証明書発行の依頼を受けた「設備メーカー」が、工業会証明書を申請する際の注意事項等を記載しています。

当協会では、証明書発行業務のみを行います。それ以外のご質問にはお答えできませんのでご了承の程お願いします。

注 1：本税制の詳細や活用等については、税理士、税務署にご相談いただくか中小企業庁のサイトを参照いただくようお願いします。

注 2：工業会証明書を必要とする税制は、6 月 6 日施行の生産性向上特別措置法が加わり、以下の 2 つとなります。

- ・ 中小企業等経営強化法
- ・ 生産性向上特別措置法 平成 30 年 6 月 6 日施行

「税措置の対象設備に関する留意事項(中小企業庁から税制措置を利用する事業者の皆様へ)」に注意事項、対象設備等が記載されています。

1. 用語について

- ・ 歯科において「医療機器」に関して申請いただく場合は、用語を以下に読み替えていただくと分かり易いと思われます。

主務大臣	厚生労働大臣
中小事業者等	歯科医院、歯科技工所等
設備ユーザー	歯科医院等
設備メーカー等	製造販売業者
工業会等	日本歯科商工協会
器具備品	医療機器(歯科用機器)
医療保健業	歯科医院、歯科技工所等

2. 受付対象設備

- ・ 「対象資産区分及び対象工業会リスト(医療機器)(PDF)」の「器具備品」に区分される「8 医療機器」記載されている細目の内、「工業会名：日本歯科商工協会」で「備考欄：歯科用機器」に該当し、「生産性向上に係る要件」を満たすものに限ります。

・「生産性向上に係る要件」は、以下となっています。

- 販売開始時期 販売開始日が取得日から一定の期間内 器具備品：6年以内
- 生産性向上指数 一代前モデルと比較して年平均1%以上の生産性向上を達成
- 最低取得価格 30万円以上

注3：本税制には、業種と地域の限定があります。

①中小企業等経営強化法

器具備品 主務大臣に計画申請する

固定資産税の特例が一部の地域において対象業種限定

・経営力設備等に係る固定資産税の特例に関する対象地域・対象業種の確認について

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2017/170315kyoka.htm>

②生産性向上特別措置法

器具備品 市区町村に計画申請する

固定資産税の特例が市区町村により異なることがある

医療保健業が取得するものは、国税の措置を除くとされ、そのため地方税である固定資産税のみが対象になるとされています。

注4：医療保健業の範囲については、国税庁ホームページを参照してください。

・法人税法第29款 医療保健業 15-1-56 医療保健業の範囲

https://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/tsutatsu/kihon/hojin/15/15_01_29.htm

注5：同一製品を複数台、同一設備ユーザーに出荷し、同一時期に資産計上される場合は、工業会許可証は1枚で可とされています。

3. 証明書申請に際してのお願い

・当協会加盟団体所属企業（会員）様と非会員様向けをお願いを記載しています。

会員企業様へのお願い（PDF）

申請者、問い合わせ、申請者側の連絡窓口について記載しています。

非会員企業様へのお願い（PDF）

申請者、申請者側との連絡、手数料について記載しています。

4. 申請に必要な書類

申請書・チェックリスト

・「中小企業等経営力強化法」と「生産性向上特別措置法」との共通の新書式となります。

※平成30年6月6日以降は、新書式を使用してください。

・当協会指定の様式があります。当協会ホームページからダウンロードしてください。

【様式1：歯科商工】証明書（H30年6月6日更新）（Excel）

※「該当要件」欄の一段目に記載事項が追加されています。

【様式2：歯科商工】チェックリスト（H30年6月6日更新）（Word）

添付資料（詳細は「5. 添付資料」を参照。）

- ・申請者は、申請書、チェックリストに記入した事項に関し、「生産性向上に係る要件」を満たしていることを説明する資料を添付してください。

申請書、チェックリストの記載例

【様式1】証明書記載例（H30年6月6日更新）

注6：歯科医療機器の記載例を記載しています。（黄色マーカー一部）

注7：「当該施設の概要」欄の記入内容については、以下を参照してください。

「減価償却資産の種類」欄

- ・医療機器は「器具及び備品」に該当します。

「設備の種類又は細目」欄

- ・「細目を選択してください。」をクリックすると表示されるプルダウンメニューから細目を選択できるようにしています。

「対象資産区分及び対象工業会リスト」の「細目」を参照し該当するものを選択してください。

- ・どの「細目」に該当するかは、事業者の判断となります。税理士、税務署に確認をしてください。

- ・「細目」が大項目・中項目・小項目に分かれている場合は、全てを記載してください。

例：その他のもの／レントゲンその他の電子装置を使用する機器／その他のもの

「本社名・事業所名」欄

- ・医療機器を納入された「設備ユーザー名（歯科医院名等）」を記入してください。

「製造事業者との名称、担当者氏名」欄

- ・設備ユーザーによる経営力向上計画の申請に際し、問合せを受けることも想定されますので、本件について詳しい方としてください。

【様式2】チェックリスト記載例（H30年6月6日更新）

注8：該当要件に関する考え方等が記載されています。

<指標数値>欄

- ・下記の内容で記載してください。

○一代前モデル：モデル名、数値＋単位

（発売開始年度）（一代前モデルの発売開始年度）

○当該モデル：モデル名、数値＋単位

<生産性向上>欄

・年平均の算出は、下記の計算式になります。

$$\frac{(\text{当該モデル数値} - \text{一代前モデル数値}) \div (\text{一代前モデル数値}) \div (\text{当該モデル発売年度} - \text{一代前モデル発売年度}) \times 100}{=} \text{年平均}\%$$

注9：記載例の下段に記載されている「※1～※3」の注意事項をご確認ください。

※1：販売開始年度、年度について

本税制の年度：1月1日～12月31日（会計年度ではありません）

※2：一定期間について

器具備品：6年以内

※3：新製品の場合の比較について

同類の設備がある場合、比較する装置が全くない場合

5. 添付資料

- ・「生産性向上に係る要件」を説明する資料を添付してください。
販売開始日や生産性向上に関するポイントが記載されていることが必要です。
- ・発売開始年度が記載されている資料
当該モデルと一代前モデルの販売開始日の記載がある、仕様書、カタログ、ニュースリリース等を添付してください。
- ・生産性向上の比較数値等が記載されている資料
当該モデルと一代前モデルの生産性向上の比較指標、製品名、型式等の必須事項が確認できる簡明で合理的な説明資料を添付してください。
- ・比較指数については、様々な機能に対する設備メーカーの創意工夫の観点で選択してください。
- ・審査担当者にわかりやすいように、ポイント部分に「アンダーライン」・「付箋」等を付けてください。
- ・その他、設備メーカーの企業概要を記載した資料等の追加資料を求めることがあります。

注10：「生産性向上に係る要件」については、設備メーカーに説明責任があるとされています。

必要とする根拠資料の未提出や合理的な説明がされていない場合は、証明書が発行できないことにご留意ください。

6. 比較する一代前モデルが全くない場合

- ・類似する機能・性能を持つ製品が社内には一切ないことを説明する事業経過等を基にした自社作成の証明書と当該モデルの生産性等の仕様を示す資料を添付してください。
- ・チェックリスト（様式2）の「生産性向上」欄は、『比較すべき旧モデルが存在しないモデルであるため、比較不要』と記載してください。

7. 申請書類の送付

- ・ご送付いただく申請書類は、以下となります。

【申請書類】

- 【様式1：歯科商工】証明書 1部
- 【様式2：歯科商工】チェックリスト 1部
- 【添付資料】「生産性向上に係る要件」説明資料 1式
- 申請書類送付票 (会員企業用／非会員用) 1部
※会員企業用と非会員企業用がありますので、該当するものをご使用ください。
会員企業用 申請書類送付票 (Word)
非会員企業用 申請書類送付票 (Word)
- 返信用封筒 (角2、宛先記入、切手貼付のこと) 1通

【送付先】

〒111-0056
東京都台東区小島 2-16-14
一般社団法人日本歯科商工協会
工業会証明書窓口宛

8. 受付・審査・証明書発行

当協会は、郵送された申請書類を受付後、定められた内容や要件を満たしていることを審査確認し、証明書を発行します。

- ・受付・証明書発行 日本歯科商工協会事務局
- ・要件審査 日本歯科器械工業協同組合事務局 (日本歯科商工協会所属)

注11：証明書やチェックリストの記載不備や記載漏れ、説明用資料の未添付等、審査に必要な事項が満たされていない場合は、受付をすることができません。

その場合は、申請書類を申請者に返送しますので、適正なものを再度ご送付してください。

注12：申請を受理してから、審査、証明書発行まで2~3週間程度を要しますので、早めの申請をお願いします。

9. 手数料

- ・証明書1枚あたり 12,000円 (消費税込み) (但し、当協会会員団体所属企業は、無料です。)

注13：非会員企業様は、前掲の「非会員企業様へのお願い(PDF)」に手数料支払い方法を記載していますのでご参照ください。

手数料は、先払いとしています。申請書送付の際、銀行振込受領書（写し）を「非会員企業用 申請書類送付票」の所定の欄に貼付していただきますようお願いいたします。

以上